

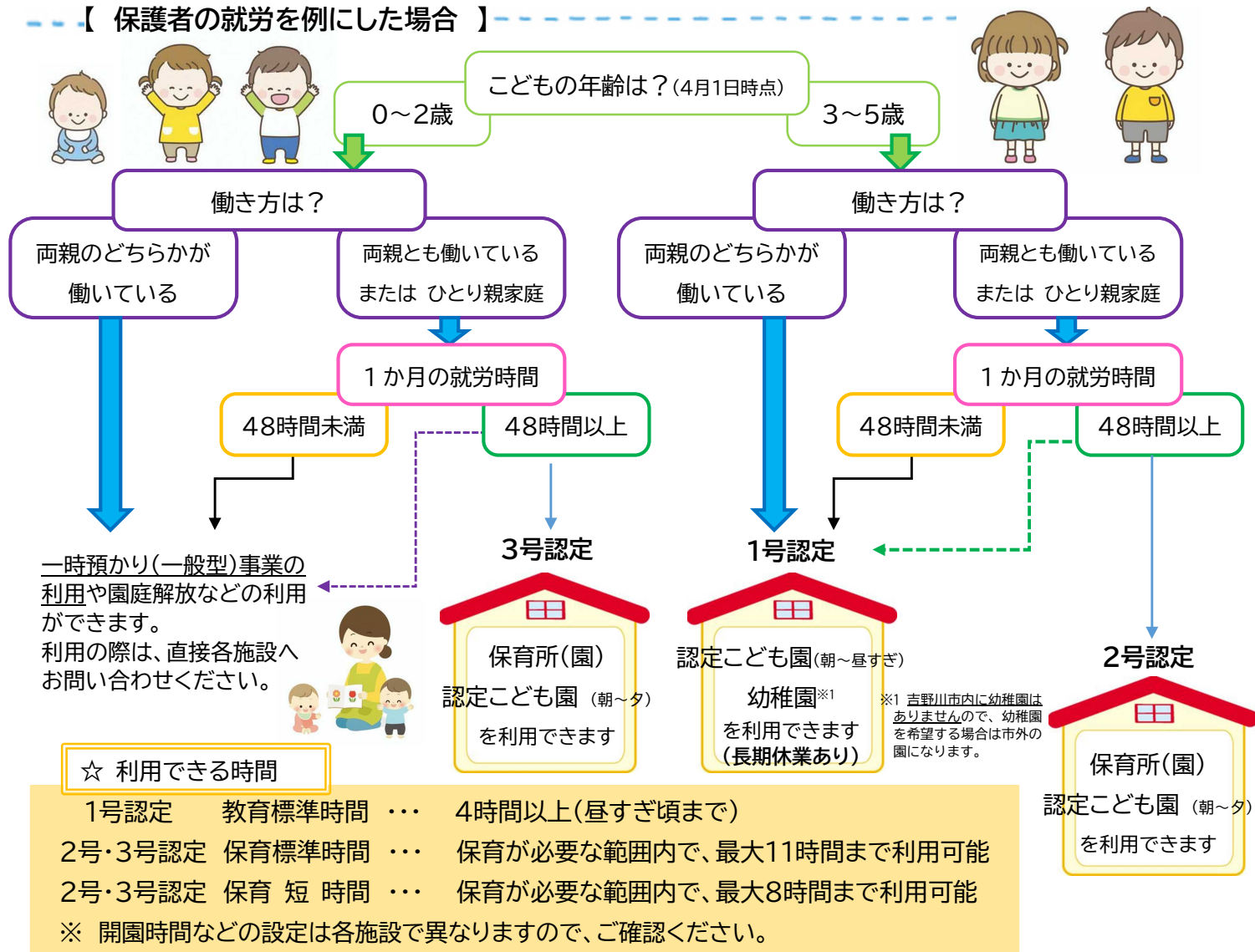
保育の認定の流れ



子ども・子育て支援新制度では、保育所(園)、認定こども園や幼稚園を利用する際に認定を受けていただく必要があります。認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わりますので、ご確認ください。

【 保護者の就労を例にした場合 】



☆ 保育を必要とする事由と必要量

その他の事由については、ご相談ください。

	保育時間	
	保育標準時間	保育短時間
☐ 保護者が就労(月48時間以上)している。	月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満の就労
☐ 母親が出産の前後(産前産後各8週間)である。	○	※
☐ 保護者が、病気やけが、心身に障がいがある。	○	※
☐ 保護者が災害等の復旧にあたっている。	○	※
☐ 保護者が親族の介護・看護等をしている。	介護等の時間に応じて要相談	○
☐ 保護者が就学(全日制)している。	学校、職業訓練の時間に応じて	
☐ 保護者が求職活動中である(最大90日)。	×	○
■(継続利用のみ) 育児休業取得以前から既に保育を利用している児童がいる場合	×	○

※ 保育標準時間認定となる場合でも短時間を希望できます。逆は希望できません。

☆ 保護者のどちらかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。